

## 第14回高島地域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会について

日 時：令和8年5月29日（金）15：00～17：00

場 所：高島市安曇川公民館2階カルチャールームA・B

参加機関：協議会構成員

本協議会は、『施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、高島地域における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う』場として設置している。

### 【主な議事】

#### (1) 協議会の規約および取組方針の改正

- 協議会規約および「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」等に基づく**高島地域の取組方針**の改正について事務局が説明し、案のとおり了承された。
  - ・ 協議会規約の主な改正事項は、県土整備部組織改編等を受けた時点修正
  - ・ 取組方針の主な改正事項は、整備根拠の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策から**第1次国土強靱化実施中期計画**への更新等の時点修正

#### (2) 令和7年度の取組報告

- **要配慮者利用施設の避難確保計画**について、質的向上を図る段階へと移行し、未作成施設の課題に対して個別に着目が必要な状況となっており、具体的な課題および対処事例を次年度に取組報告することとした。
- **多機関連携型タイムラインの拡充**について、彦根地方気象台と協力し、少なくとも新たな防災気象情報の部分を高島市および高島土木事務所が更新することとした。
- **土砂災害リスク箇所の調査と区域の指定**について、被害対象がないことから基礎的な調査は行ったものの区域指定していない箇所で要配慮者利用施設が新設されることを防ぐため、基礎的な調査の情報共有を検討することとした。
- **ダム等の洪水調節機能の向上・確保**について、異常洪水時防災操作（緊急放流）の説明では危険性が十分に伝わらない旨指摘があり、説明内容を検討することとした。
- **国土強靱化対策に基づく河川整備、土砂災害防止施設整備**について、次期計画期間の令和13年度までの整備（予定）状況を情報共有することとした。
- **重要水防箇所の共同点検**について、点検目的および内容ならびに維持管理に活かした点検情報を明確に報告することとした。
- **円滑かつ迅速な避難のための取組**について、報告内容が固定化され、かつ、高島地域での個別具体的な報告がないため、次年度には改善することとした。
- **水害・土砂災害リスクの高い地区における取組の推進**について、浸水警戒区域が未指定の状況で、浸水リスクが高い場所での安全な住まい方を推進するため、高島市で所管部局が連携した取り組みを進めることとした。

### (3) 情報提供

- ア 豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果
- イ 新たな防災気象情報について
- ウ 土砂災害警戒情報の市町へのホットライン方法の変更
- エ 中小河川の「洪水浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」の公表
- オ 滋賀県防災アプリの開発

#### 【議事内容】

#### 1 会長代理 滋賀県 流域政策局 沼田局長の挨拶

近年は気候変動の影響により、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化しております。昨年8月には、前線や低気圧の影響による広域的な大雨により、全国各地で河川氾濫や浸水被害が発生しました。また、本県においても、令和4年8月には長浜市付近で1時間に約90ミリの猛烈な雨が観測され、高時川で溢水氾濫が発生したほか、令和6年7月には米原市伊吹において複数回にわたる土砂流出が発生し、地域住民と関係機関が連携して対応にあたる事態となりました。

こうした災害は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあり、防災体制の強化・充実を図る重要性を強く認識しているところです。

本協議会の取組方針では、『「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、「水害・土砂災害に強い地域」を目指し』ていくこととしております。これまでから、委員の皆様が取組でいただいているところでございます。

もうまもなく出水期を迎えます。本日は、市町・国・県の行政組織に加え、学識者の方にもご出席いただいております。水害・土砂災害に強い地域づくりにつきまして、一緒に考え、今後の取組につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 2 質疑応答・意見交換

##### (1) 協議会の規約および取組方針の改正

- **【多々納教授】** p8の対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、適宜協議会の場において状況を確認するについて、新たに取組機関に加わる彦根地方気象台は、具体的に何をするのか。
  - ⇒ **【彦根地方気象台】** 避難訓練の方法を計画する際に、気象台のどの情報を使ってどのタイミングで避難するか考える支援を念頭に置く。本日（令和8年5月29日）から**新たな防災気象情報**が変わっており、特にタイムラインの更新等での支援が必要だと考えている。
- **【多々納教授】** **引き続き実施**でどのように引き続けているのか分からない。次回の報告で具体的取組を報告してほしい。

##### (2) 令和7年度の取組報告

#### 1. 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（資料1ページ）

- **【畑山教授】** 未作成施設の理由を明らかにして作成につなげてほしい。
- **【多々納教授】** 手段が目的化しつつあると感じる。制度の設計思想は要配慮者利用施設での死亡事例回避であり、高島市は作成率が向上すれば死亡事例は回避できるという認識か確認したい。

- ⇒ **【高島市防災課】**要配慮者利用施設は人材不足で、積極的な防災対策向上には至らない状況だと認識している。行政側で危険性の高い場所にある施設へ危険性を明示し、要配慮者利用施設が危険性を認識することで、防災対策を促進したい。
- **【多々納教授】**要配慮者利用施設の防災対策促進は、制度設計時から見込まれていた課題で、「要配慮者利用施設の防災対策を促進したい」が回答では、取組が進んでいないと感じる。福祉および防災担当部局で出来ることは限定的だと理解しているが、改善点の有無、どのような働きかけが必要かおよび計画作成が出来ない施設自体に問題があるのか、これらを議論または検討すべき。
- **【多々納教授】**取組報告としては避難計画の策定度合いよりも、課題を示すべきだと考える。避難確保計画を作成しない施設で、対応に困る案件はないか。
  - ⇒ **【高島市防災課】**多数の要配慮者利用施設があり、個別の働きかけは難しい。毎年度少しずつでも声をかけて対応することも検討したい。
- **【多々納教授】**制度構築の背景を踏まえ、課題に対する対処事例等を記載し、他の地域にも共有して全体に波及させてほしい。最近の流れでは、作成状況の数値を報告するだけで実用性が低いため、実のある話をして欲しい。
- **【畑山教授】**これまでは作成状況が向上する段階で、数値報告に意味があった。作成率が頭打ちとなり次の段階に移行したので、目的を質の向上に切り替えた取組報告してほしい。

## 2. 多機関連携型タイムラインの拡充（資料2ページ）

- **【畑山教授】**多機関連携型タイムラインは性質上、ゴールがあるものではなく、相互化を深め続けるもので、まずは一番重要な部分が固まった。次は福祉部局と連携する段階であり、危機的情報を共有して災害対応を行う枠組みを強化させることが重要。足りない部分もあるが、少しでも進めていく状況を報告してほしい。また、防災危機管理局の報告の中で包括的連携の報告が見られたが、高島市では具体的な取組はあるか。
  - ⇒ **【高島市防災課】**社会福祉課と連携した上で要配慮者施設の避難確保計画を促進しており、また、高齢者が多い地域等への支援で福祉部局との連携は必要だと思う。各部局で役割分担を明確にした上で、しっかりと市役所内の関係部局間で連携を取っていきたい。
- **【多々納教授】**高島市の多機関連携型タイムラインは新たな防災気象情報が反映されておらず、彦根地方気象台と連携し、少なくとも文言修正を行うべき。加えて、河川災害については、土木部局で具体的にどこの機関からどの災害の情報が入るか、また、どのような情報を引き金にして行動を開始するかを明示すると有用なものになるので、将来的には目指してほしい。
  - ⇒ **【彦根地方気象台】**新しい防災気象情報の反映はもちろん、5月から線状降水帯の直前予測も開始しており、どの情報をどのタイミングで見れば良いか気象台から助言できる。高島市および高島土木事務所の多機関連携型タイムライン更新に協力したい。

## 4. 土砂災害リスク箇所の調査と区域の指定（資料9ページ）

## 5. 土砂災害リスクの現地表示について（資料9ページ）

- **【多々納教授】**高島市で公表した26か所で実際に変更した箇所はあったのか教えてほしい。また、被害対象がない場合も公表対象となっているのか教えてほしい。加えて、調査情報は開発許可審査を所管する市町でも参照できる体制なのか教えてほしい。

- ⇒ **【滋賀県流域政策局砂防室】**基礎調査は、予定箇所を決めるために航空レーザー測量で地形的要件を満たす土砂災害リスクが高い箇所を抽出し、該当箇所の地形および社会条件を確認して詳細調査に至り、令和7年度は26か所公表。よって調査箇所は公表箇所より多い。
- **【多々納教授】**詳細調査は被害対象があるところだけか。他方、被害対象がないところもデータはあるということか。
- ⇒ **【滋賀県流域政策局砂防室】**詳細調査は被害対象がある箇所のみ実施。被害対象がなくてもデータはある。
- **【多々納教授】**令和7年度に公表した26か所の内、新規はあるのか。新規箇所が増えた場合は理由を教えてください。
- ⇒ **【滋賀県流域政策局砂防室】**全26か所の内25か所が新規。1巡目調査は昭和期の粗いデータに基づき指定しており、高度な地形データを取得することで新規箇所を認知した。
- **【多々納教授】**新規25か所は高度な地形データを取得による認知か。土砂災害リスクが高いものの、かつては被害対象がなく現在は新設された箇所が新規箇所になっていないのか。
- ⇒ **【滋賀県流域政策局砂防室】**高度な地形データの所得により認知したもの。他方指定済みの箇所ではあるが、1巡目調査時点では空き家のみで被害対象がなかったのに、要配慮者利用施設に用途変更された事例は、他圏域で存在する。今後調査を進めていけば、ご指摘のとおり未指定箇所に被害対象が建築される可能性がある。
- **【多々納教授】**候補地の情報を市町に共有してほしい。許認可権者に情報が伝われば土砂災害リスクを提示する機会が出来るが、現状ではそのような体制は取れていない。折角土砂災害リスク情報を保有するならば、情報を上手く使う方法を考えてほしい。
- ⇒ **【滋賀県流域政策局砂防室】**検討する。

## 7. ダム等の洪水調節機能の向上・確保（資料6ページ）

- **【多々納教授】**異常洪水時防災操作（緊急放流）は危険性を明白に説明すべき。通常のダム下流河川の流下能力はダムで流量をカットする前提があり、計画高水流量を流せる程度なことが多く、計画高水流量に達しない場合も少なくない。しかしながら、異常洪水時にはダムへの流入量をそのまま放流するため、計画高水流量を超え即ちダム下流の河川は溢れることになり極めて危険な状況となる。
- ⇒ **【滋賀県流域政策局水源地域対策室】**令和6年度にご指摘を受け、全県域で市町に対して流下能力の情報を提供した。しかしながら、取組報告では流下能力と避難情報の関連性が分かり難く、記載内容を検討したい。

## 8. 国土強靱化対策に基づく河川整備、土砂災害防止施設整備（資料7ページ）

- **【多々納教授】**現在予算確保できた箇所を紹介しているが、根拠となる計画に基づき令和13年度までにどのあたりの安全性が向上するまたはしないのかを分かる情報を共有してほしい。
- ⇒ **【滋賀県高島土木事務所】**事業中の全河川を網羅することは難しく、現在の資料では整備箇所の情報に留まる。代表河川での報告となるが、どこまで整備が進んでいるか、今後どこを予定しているかなど、視覚的に把握できるよう平面図などで提示していきたい。

## 9. 重要水防箇所の共同点検（資料8ページ）

- 【多々納教授】素晴らしい取り組みだが、何を共同点検するのか分からない。特に水防活動での還元を期待しており、次年度は共同点検時に分かったことを報告してほしい。
- ⇒ 【滋賀県高島土木事務所】対象は特に重要な水防区域から抽出し、現場を見る際には区域内における狭小箇所等注意が必要な箇所を抽出して実施しており、現場状況の情報共有を図る。工事に着手できていれば整備状況を確認、上流域であるため未整備の区間は、土砂堆積および樹木繁茂の状況を点検し、必要な対応等は維持管理計画に反映させている。

## 10. 円滑かつ迅速な避難のための取組（資料9ページ）

- 【畑山教授】しがマイ・タイムライン作成を支援するアプリ等の取組で高島市での実績はないのか。実績がなければ、令和8年度には取り組んでほしい。
- ⇒ 【滋賀県防災危機管理局】令和6年度までは、しがマイ・タイムライン作成講座は委託事業により、高島市を含む県内各地で実施してきた。令和7年度は教育現場での活用に向け、米原市立伊吹小学校でしがマイ・タイムラインを活用した授業を実施した。今後も講座を実施するほか、教育現場においてしがマイ・タイムライン活用した授業の実施や、自治会等でも活用を推進したい。

## 10. 円滑かつ迅速な避難のための取組（資料9ページ）

### 11. 被害軽減のための取組（資料9ページ）

- 【多々納教授】何度も同じことが報告されるに留まり、かつ、高島地域での滋賀県の取組を報告する場であるにもかかわらず、全県および他圏域の取組を報告するのは、雑だと言わざるを得ない。
- 【滋賀県防災危機管理局】令和8年度はしがマイ・タイムラインの取組を拡大するのが課題だと認識しており、教育委員会と連携しながら対応したい。個別避難計画についても、昨年度に実施した全市町への訪問を踏まえた結果から、計画の作成を推進していきたい。

### 12. 水害・土砂災害リスクの高い地区における取組の推進（資料12ページ）

- 【多々納教授】朽木野尻区、朽木村井区で進み難い状況は理解しており、継続的な取組を期待する。
- 【多々納教授】浸水警戒区域が指定できない現状で、浸水リスクが高い場所で安全な住まい方を推進することは、市町にしかできない。検討を認知した段階で地域の安全性を確認し、助言および対応いただくことを考えていただきたい。
- ⇒ 【高島市防災課】指定を避ける住民心理は理解できるが、現に水害リスクが高い箇所に転入して家を建てた人がいる。所管事務に囚われず、防止することが重要だと思う。

## (3) 情報提供

### ア 豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果

- 【畑山教授】問9で水平避難の支障で、4. 自宅から避難所までの距離が遠いが10%程度増加しているが、原因は把握しているか。
- ⇒ 【滋賀県流域治水政策室】回答者の年齢構成および居住地に大きな隔たりがなく、分析まではできていない。今後はより数値変動に注目したい。

### ウ 土砂災害警戒情報の市町へのホットライン方法の変更

- 【多々納教授】かつては、河川管理者が避難等の意思決定を行う首長に対して水害リスクを共有し、首長は避難等の方針を共有する意見交換をしていた。出水期前の当協議会を活かして意見交換してほしい。

### エ 中小河川の「洪水浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」の公表

- 【多々納教授】洪水浸水想定区域図と地先の安全度マップでは計算モデルが異なると思うが、その認識の正否および各図の住み分けを教えてください。
  - ⇒ 【滋賀県流域政策局流域治水政策室】モデルが大きく2つあり、河川毎の洪水浸水想定区域図は破堤点を決めて浸水図を作る手法、地先の安全度マップは複数の破堤を考慮しながら浸水図を作る手法。今回の中小河川の洪水浸水想定区域図は、地先の安全度マップの解析モデルを用いて1,000年確率の降雨を考慮することに加え、河川毎の洪水浸水想定区域図を重ね合わせて両方深い方を組み合わせた浸水図としている。
  - ⇒ 【滋賀県流域政策局流域治水政策室】提案としては、まちづくりおよび避難計画には地先の安全度マップ、浸水最大リスクの把握には洪水浸水想定区域図で性質に合わせて使い分けると最も効果が高いと考える。

以上